令和４年７月22日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1

議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
説明のための出席者 …… 4
職務のため出席した事務職員 …… 5
開会・開議 …… 6
議事日程について …… 6
会議録署名議員の指名 …… 6
会期の決定 …… 6
諸報告 …… 6
委員長報告 …… 7
管理者提出議案の報告 …… 8
管理者の挨拶 …… 8
一般質問 …… 9
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ３７
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ４７
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ４９
閉　　会 …… ５０

秩父広域市町村圏組合告示第４９号

令和４年第２回（７月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和４年７月１５日

秩父広域市町村圏組合
管理者　北　堀　　篤

１．期　　日　　令和４年７月２２日（金）午前１０時

２．場　　所　　秩父市役所本庁舎４階議場

令和４年７月２２日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和４年７月２２日午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸報告
第　４　委員長報告
第　５　管理者提出議案の報告
第　６　一般質問
第　７　議案第１１号　令和３年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
第　８　議案第１２号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）
第　９　議案第１３号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

（開会　午前　９時５７分）

出席議員（１６名）

１番	小松穂波　議員	２番	髙野佳男　議員
３番	清野和彦　議員	４番	笠原宏平　議員
５番	本橋　貢　議員	６番	赤岩秀文　議員
７番	木村隆彦　議員	８番	小櫃市郎　議員
９番	黒澤克久　議員	１０番	関根　修　議員
１１番	新井達男　議員	１２番	四方田　実　議員
１３番	新井利朗　議員	１４番	染野光谷　議員
１５番	髙橋耕也　議員	１６番	猪野武雄　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

北堀　篤	管理者
大澤タキ江	副管理者
富田能成	理事
柴﨑　勉	理事
森　真太郎	理事
引間正人	監査委員
野澤好博	事務局長
新井常男	会計管理者
黒沢敬三	消防長
山中寛美	総合調整幹兼消防署長
古屋敷光芳	水道局長
宮城　敏	事務局次長兼福祉保健課長兼会計課長
新井　守	消防本部次長兼危機防災管理監
加藤好一	専門員兼総務課長
黒沢武徳	専門員兼警防課長

千　島　　武	水道局次長兼 大滝・荒川事務所長
原　島　　健	水道局次長兼浄水課長
本　峯　治　彦	管　理　課　長
関　根　みどり	業　務　課　長
浅　見　　仁	指揮統制第２課長
八　木　　修	経営企画課長
井　上　昌　行	工　務　課　長
浅　見　　修	横瀬事務所長
浅　賀　進　二	皆野・長瀞事務所長
権　頭　義　典	西秩父事務所長

職務のため出席した事務職員

千　嶋　　浩	書　記　長
横　田　真　一	書　記

午前　９時５７分　開会

○開会・開議

議長（木村隆彦議員）　ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和４年第２回秩父広域市町村圏組合議会７月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（木村隆彦議員）　議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（木村隆彦議員）　まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

９番　　黒　澤　克　久　議員

１０番　　関　根　　修　議員

１１番　　新　井　達　男　議員

以上３名の方にお願いいたします。

○会期の決定

議長（木村隆彦議員）　次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

○諸報告

議長（木村隆彦議員）　次に、諸報告を行います。

まず、管理者から令和３年度水道事業会計に係る予算繰越額、継続費逓次繰越額、継続費の精算及び資金不足比率について、それぞれ報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

引間正人監査委員　おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年１月から５月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年５月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は９億8,951万7,901円、水道事業会計の残高は49億929万4,984円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（木村隆彦議員）　以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（木村隆彦議員）　次に、議会閉会中の審査事項について議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員長。

（議会改革調査研究特別委員長　黒澤克久議員登壇）

議会改革調査研究特別委員長（黒澤克久議員）　おはようございます。議会改革調査研究特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に係る調査研究の経過につきまして、ご報告を申し上げます。

委員会は７月６日に開催し、２月議会定例会において中間報告いたしました情報公開に関する取組について、引き続き協議を行いました。詳しくは、これまで協議を重ねてきました組合ホームページの拡充について、新たに発生する費用と過去の閲覧実績を踏まえた費用対効果を勘案し、インターネットに限った方法でなく、議会だよりの発行や住民の方々へ向けた報告の開催なども選択肢に含めて、今後も調査を継続していくこととなりました。

また、大規模災害などが発生した場合における議会対応の指針が必要ではないかとのご意見があり、これらについても協議を行いました。ここでは、災害時においても緊急の意思決定をするための体制整備や執行部との連絡方法等について協議し、これらをまとめたマニュアルを作成するため、

引き続き調整を行うこととしました。

本委員会は、今後も議会機能強化に関する取組、情報公開に関する取組について調査研究を重ね、引き続き協議していくことを申し上げまして、委員長報告といたします。

議長（木村隆彦議員）　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○管理者提出議案の報告

議長（木村隆彦議員）　次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（木村隆彦議員）　この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

北堀　篤管理者　議員の皆様、おはようございます。木村議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと思います。本日ここに、秩父広域市町村圏組合議会７月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、圏域内のし尿処理事業を共同処理し、本組合の事業として令和５年４月１日から開始するに当たり、秩父広域市町村圏組合規約の変更の手続を進めてまいったところでございますが、地方自治法に定める手続として、各市、町議会６月定例会においてこの議案を上程いただき、全ての議会でご可決をいただくことができました。誠にありがとうございます。

その後、７月８日に開催いたしました理事会の終了後に、首長による法定上の協議を行い、同日付で埼玉県知事宛てに許可申請書を提出させていただきました。当初は、知事の許可が出るまでに１か月程度かかる見込みでしたが、順調に審査の手続が進み、先週の15日に早速許可が下りました。今後は、し尿処理事業の共同処理を開始するまでの限られた時間の中で、適正に事務を進めるとともに、このし尿処理事業の統合が秩父地域の将来にわたり大きなメリットとなるよう事業を進めてまいりたいと考えております。このたびの、ここにおられる議員、理事の皆様のご尽力に感謝するとともに、本組合のし尿処理事業のスタートに向けて引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案をさせていただきます議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は３件でございます。

まず、議案第11号の令和３年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決と認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第12号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）につきましては、負担金及び修繕費、建設改良費の変更と、これに伴う消費税及び地方消費税の還付金の変更について補正を行いたいものでございます。

次に、議案第13号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして、黒澤耕太郎委員が令和４年７月31日付で任期満了となるため、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

今年は例年になく早い梅雨明けとなり、これから夏本番を迎え、厳しい暑さが続くと思いますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（木村隆彦議員）　これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

８番、小櫃市郎議員。

（８番　小櫃市郎議員登壇）

８番（小櫃市郎議員）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、８番、小櫃市郎でございます。一般質問をさせていただきます。

埼玉県内では、本年６月２日午後６時頃より、上空の寒気の影響で大気の状況が不安定になり、北部でひょうや激しい雨が降りました。県北部の深谷、本庄、美里、神川、上里の５市町の住宅1,140棟で窓ガラスが割れるなど被害が確認をされたところでございます。また、県内の農作物では、トウモロコシやナス、タマネギ、小麦、キュウリ、メロン等農作物や農業ハウスを含めて38億円もの被

害に遭いました。被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げるところでございます。

まさに自然災害に当たるものだと考えます。秩父地域においても2019年の台風19号の影響で、別所浄水場西側斜面が崩落し、甚大な被害を受け、久那地域等において断水が生じたのも、ついこの間のことのようでございます。近年、気象状況により自然災害が多発しております。水道事業は24時間、365日、水を給水しなければなりません。

そこで、（１）、災害が発生したときに危機管理マニュアルがあると思いますが、水道職員はどのように対応されているのかお伺いをするものでございます。

次に、（２）として、水道局では時間外待機を行っていると聞いております。水道局職員の時間外待機についてお伺いをするものでございます。この質問については、平成29年７月に、当時の広域の議員でございました江田治雄議員が同様の質問を行っております。

内容を紹介いたしますと、会議録により申し上げますと、水道局職員の時間外待機について質問いたします。水道局では、職員が１週間ごとに４班体制で待機班と称し、漏水の緊急時に備え対応するため、勤務時間外でも飲酒できないとのことでした。業務上のことなのでやむを得ずの対応と思いました。

しかし、そこで気になったのが、１週間酒も飲まずに緊急時に備え待機している職員を拘束するのは、待機手当は幾ら出ているのか聞いたところ、何と自主的に行っているので特に手当は出しておりませんとのことでした。私はこの話を聞いて、大変大きな問題であると思いました。常時給水のために与えられた職務として、当番制で業務を全うすることはありがたいことで、立派ではありますが、職員を拘束している以上、対価が伴うのは当然のことと私は認識しております。そこで、時間外待機の実態と、その経緯について伺います。

次に、統合広域化以前から待機制度があったとのことでございます。なぜ手当が支給されなかったのかと考えます。また、この問題、今後どのように対応するのか伺いたいと思います。この件について改めて質問をいたします。

当時の髙野水道局長の答弁では、職員の時間外待機については対価が伴うことは当然と考えられますが、今現在、時間外待機については、使用者の指揮監督下にないとされ、手当の対象となっておりません。水道事業の特殊性から他の事業体では、様々な形で手当が規定されておりまして、１回当たり1,000円から3,000円程度のところが多いようでございます。しかし、強制力が強まることで、正義感の強い職員ほどさらに大きなストレスを感じるのではないかという疑念が持たれることから、現時点では職員のストレス軽減、負担軽減を考える必要があると考えます。今後も研究、検討を進め、働きやすい職場環境に努めてまいりますとの答弁でございました。

他の自治体の特殊勤務手当の事例を紹介いたしますと、大阪市、茨木市の水道部企業職員の特殊勤務手当支給規定によりますと、特殊勤務手当として週休日、休日または勤務日の勤務時間以外の時間において自宅待機の命令を受け待機したとき、１回1,000円としております。また、蒲郡市水道

事業職員の特殊勤務手当の自宅待機手当として、正規の時間以外に水道管漏水等に対処する業務として１回1,500円の支給がされております。

そこで、秩父広域市町村圏組合水道局としてのお考えをお伺いするものでございます。

壇上での質問は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（木村隆彦議員）　８番、小櫃市郎議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　それでは、小櫃議員からのご質問に順次お答えさせていただきます。

１、水道事業について、（１）、災害時の対応についてでございますが、近年の異常気象による大雨被害の頻発、激甚化は、我々水道局にとっても脅威を感じております。また、令和元年の台風19号はまだ記憶に新しく、別所浄水場をはじめ多くの水道施設に甚大な被害をもたらし、８地域およそ1,000件が断水をすることとなりましたが、住民の皆様のご理解や、自衛隊、公益社団法人日本水道協会の支援により乗り切ることができました。

さて、小櫃議員のおっしゃるとおり、水道事業者は災害発生時においても24時間365日、常時給水の責務を負っております。このことからも水道局においては危機管理マニュアルにより、災害の規模、警戒レベルにより５段階の職員参集体制を定めております。災害発生の際は、水道局内に対策本部を設け、担当業務ごとに班編成を行い、構成市町や他機関との連絡調整、住民対応、広報のほか、給水車の手配、漏水の対応、損壊施設の復旧を担当するなど、被災の状況に合わせ対策を展開し、復旧活動を進めることとしております。また、必要に応じ秩父広域管工事業協同組合、日本水道協会埼玉県支部、構成市町など応援要請を行い、事態の早期収束を図ることとしております。

次に、（２）、職員の時間外待機についてでございますが、水道局職員の時間外待機につきましては、現在、経営企画課を除く２課４事務所において、１年を通じ356日、時間外待機を行っております。また、課所ごとの人員の状況に応じて、１週間ごとの交代制の場合や、毎日交代制を取っておりまして、緊急漏水への対応、施設設備の故障対応に備えております。

この職員の時間外待機に対する手当の支給に関しましては、使用者の指揮監督下にないという判断から、平成29年当時と同様、現在も待機手当の支給は行っておりません。事業統合後、工事件数も増加しており職員の負担も増加している状況ではございますが、水道局職員一人一人の責任感と自覚により、待機当番を行っている状況でございます。

水道局といたしましては、このような状況を踏まえ、職員の負担軽減、業務の専門性を考慮し、時間外待機業務のほか、漏水事故における工事や日常の施設点検業務を併せた包括的な委託化を検討しているところでございます。現在のところ、請負可能な事業者の状況把握を行っているところでございます。今後も職員の雇用環境の改善を継続して進めるとともに、官民連携による水道事業の在り方について検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長　小櫃議員のご質問のうち、（２）、職員の時間外待機について職員の給与を所管しております事務局からお答えをいたします。

職員の勤務時間外における自宅待機に対して手当を支給しない理由はとのご質問でございますが、一般的に労働基準法による労働時間は、労働者が使用者の指揮監督下に置かれている時間とされておりまして、事業所等で待機し、いつでも顧客対応ができるような状況を指すとされております。自宅待機につきましては、一定の行動の制限を受けるものの、実際の呼び出し等がない限り、一般的には時間の過ごし方は自由となりますので、使用者の指揮監督下に置かれてはいないと解釈をされております。

水道局の自宅待機につきましても、緊急の呼び出しに備えて飲酒等、生活の一部に制限はあるものの、自宅における過ごし方は自由でございますので、現状では労働時間、勤務時間とすることは難しいかと存じます。

なお、この自宅待機に対して自治体独自に手当を支給する団体があることは承知してございますが、勤務として実態がないこと、また埼玉県内の水道事業体の55団体の条例及び規則等を調査したところ、手当を支給している団体は３団体と少数であり、地方公営企業法第38条第３項において、企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならないとされている均衡の原則がございますので、現時点では手当を支給することは考えておりません。

しかし、職員にとりまして自宅待機が気持ち的な負担となっていることは事実でございますので、働きやすい職場環境の構築を進めるため、水道局と勤務の在り方等を協議し、また他の水道事業体の状況にも注視し、改善を図りたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　８番、小櫃市郎議員。

８番（小櫃市郎議員）　それぞれに答弁をいただきました。これは平成29年の江田議員の質問の答弁の中にもございますけれども、要は支給しなくても法的な拘束等々はないということでございます。しかしながら、当然４班体制で１週間ごとに拘束されておるというのが現実でございます。そういう中で何らかの手当が支給できればとの思いでございます。

質問でございますけれども、これは職員組合もあろうかと思います。職員組合とのこの件についての協議または要望があり、協議等々がなされた経緯があるのかお伺いをいたします。

また、管理職に対しても当然管理職と普通の一般職員がおるのだと思いますけれども、管理職に対しても対応が私は必要だと思います。それについてご所見があればお伺いをいたします。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

古屋敷光芳水道局長　小櫃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、職員組合からの要望があるかというお問合せでございますが、組合からの要望も手当支給をぜひお願いしたいという形で、毎年、要望等はあるということでございます。先ほどの答弁もさせていただきましたが、他の団体の状況等も踏まえて、今後、国の方向性もございますので、支給等については再度検討を進めさせていただければと思います。

なお、管理職手当、管理職の部分についてのご質問でございますが、管理職についても同様な形で対応しているということでございます。

なお、特殊勤務手当自体につきましては、制度的に平成29年以降に緊急水道工事等業務手当という形の手当で、実質勤務を呼び出された場合については、勤務実態に沿って１回1,000円という形の手当を支給すると、これは管理職も同様という形で対応させていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　８番、小櫃市郎議員。

８番（小櫃市郎議員）　ありがとうございました。緊急時には１回1,000円、また現場に夜中とか漏水とかで緊急時に出る場合は、当然実働でございますので手当が出るのだと思いますけれども、何はともあれ、これからの職員の雇用改善を図るためにも、ぜひ今後においても研究、検討を重ねていただければと思います。要望させていただいて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（木村隆彦議員）　８番、小櫃市郎議員の一般質問を終わります。

次に、16番、猪野武雄議員。

（16番　猪野武雄議員登壇）

16番（猪野武雄議員）　16番、猪野武雄でございます。私はマスクをしたままで質問させていただきますので、よろしくお願いします。議長の許可をいただいておりますので、これから一般質問をさせていただきます。

私からは２問、２つほど質問をさせてもらうわけですけれども、１つが消防の関係でございます。もう１つが水道の関係でございまして、県内水道一本化の実現ということで質問させていただきます。くしくも昨日、３議連の総会がございまして、席上で質疑がありまして、黒澤議員が質疑されていましたけれども、非常に答弁を見ますと困難なのかなというふうな気がしたわけですけれども、その前提がありますが、あえて質問させていただきます。

最初に、消防関係での質問に入りますけれども、火災発生時の広報につきまして、私が日頃いつも思っていることを申し上げますけれども、火災発生時の防災無線でどこどこ火災というふうな広報がありますけれども、火災発生場所とともに、施設、建物の所有者名を具体的にすぐさま知りたいというのが住民の方々の切実な思いなのかというふうに思いますけれども、やはり個人情報保護

の観点から、例えば何々町西方何々宅は言わないで、何々町西方、建物火災あるいは山林火災というふうな情報提供がありまして、119番の入電の段階で詳しい個人情報をつかんでいない場合もあると思いますけれども、もしつかんでいる場合には、これを知らせてもらったほうがいいのかなという観点から伺います。

そのような観点から、この質問に入りますけれども、まずは質問通告の内容を読ませていただきます。１、個人情報の保護と消防広報に関して、火災発生時の広報について。現在、個人情報保護への配慮から、火災発生時において家屋や施設の所有者名等については発せられません。しかし、親戚や知人宅などが火災発生場所近辺に存する場合などには、詳しい個人情報に早く接したい思いに駆られます。そこで、火災の場合に限り、具体的個人名等をできる限り案内して住民の不安を払拭すべきと考えますが、当局の見解を伺います。これ消防の関係の質問であります。

次に、２問目の質問ですけれども、県内水道一本化の実現ということでございまして、秩父広域水道は水源地でありながら、水道料金が県内の他地域と比較して最も高いほうであると思いますけれども、大変不条理であります。そこで、県内水道統合の実現で料金格差の緩和と料金の統一化、そして安定的な水道供給体制の確立が求められますけれども、しかし秩父広域水道が統合６年を経過するも、県水一本化の道のりは大変ハードルが高く、夢のまた夢の状況でございます。

このような点から質問を申し上げますけれども、質問通告内容を読ませていただきます。２、水道事業に関して、県内水道一本化の実現について。秩父広域市町村圏組合では、本年３月、県に対し、水源から蛇口までを県内一元化した健全経営を確保すべく、県内水道一本化の早期実現要望を行ったところです。

一方、県町村議長会要望（小鹿野町発案）においても、昨年10月、令和４年度県予算編成・施策に関し、同主旨の要望、討議資料１を参照してもらいたいのですが、これを実施したところでございます。そして、本要望に対する回答、これも討議資料１を御覧いただきたいのですが、この中において県は、水道事業は水道法において市町村経営が原則であり、水道事業の県内統一を実現するには、全市町村の合意形成が必須である。しかし、地域の実情が異なる中、県内一律の同意を得るのは容易でない。そこで、統一を望む事業者は、自らがしっかりと基盤強化に取り組み、水道施設を適切に維持管理しながら、他の事業者に理解を求めていくことが重要との考えを示しています。これは秩父広域水道が、他の事業者を自ら説得するのが県水統合の条件と言わんばかりです。秩父地域の水道事業の統合に当たり、かつて県が行った事前説明の中で、県水への統合見通しを半世紀先としたことが大変腹立たしく思い起こされ、だまされた思いであります。

しかし、本広域組合では、県水統合の早期実現要望を行っており、その回答を待ちたいと思いますが、現時点での当局の見解を伺います。

壇上での質問は以上であります。よろしくお願いします。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（黒沢敬三消防長登壇）

黒沢敬三消防長　16番、猪野議員のご質問１、個人情報の保護と消防広報に関して、（１）、火災発生時の広報についてお答えいたします。

秩父消防本部における火災等発生時の広報につきましては、構成市町の防災行政無線放送、ちちぶ安心・安全メール及び火災発生情報サービスのテレドームにより行っております。これらによる広報の目的は、地域を管轄する消防団員等への災害情報の周知、火災発生地域に居住する住民等への注意喚起を促すための情報提供を行うためのものでございます。

現在、消防本部では、個人情報保護の観点から災害の種別を問わず広報による個人情報の提供は行っておりません。火災に限らず各種災害による被災者等の情報管理の徹底は、消防業務遂行の上で大変重要なものと認識をしております。そのことから火災発生時におきましても具体的な個人名の案内を行うことは法令に抵触するものと解されることから、消防本部といたしましては今後も従前どおりの対応としてまいりたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　２、水道事業に関して、（１）、県内水道一本化の実現についての猪野議員からのご質問にお答えさせていただきます。

秩父広域市町村圏組合では、令和４年３月29日、大野知事宛てに生活基盤耐震化等交付金の補助対象期間の延長、そして県内水道一本化の早期実現について要望書の提出を行いました。この要望書提出に至る背景といたしましては、統合以来取り組んでおりました秩父広域化基本計画に基づく施設整備事業は、統合後10年間が交付金の期限とされておりまして、水道料金の急激な上昇を抑えるため、令和８年度以降も計画にある整備事業を実施せざるを得ない状況であること、また令和３年４月の料金統一を検討する中で、人口減少が著しく進行し、事業基盤が脆弱な秩父地域において、県内水道一本化による広域的な事業の運営は、早期の実現を期待するものであったからでございます。

県内の広域化に関する秩父広域の役割といたしましては、県内でもいち早く広域化を成し遂げたという地域でございまして、県内の事業者に対し我々の経験をお伝えすることにより、県内の広域化の一助になればと考えております。

これまで平成30年、令和元年に開催された埼玉県主催による水道広域化全体会議において、講演、事例発表の機会をいただき、広域化の事例や課題等につきましても助言を踏まえ、お伝えしているところでございます。今後もできる範囲ではございますが、このような活動に積極的に関わってまいりたいと存じます。

一方で、統合以来実施しております広域化整備事業に関しましても、埼玉県と事務的な調整を図りながら、計画に沿った実施を進めてまいりたいと存じます。また、平成30年度より行っておる埼玉県との人事交流につきましても継続的に実施し、職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　それぞれ回答をありがとうございました。幾つか再質問させていただきます。

まず、消防関係から行きます。消防長からの答弁では、法令に抵触するので個人情報は開示できないと、端的にこういう答弁です。ただ、個人情報保護条例の中に例外的なものがあると思うのです。それはどこに書いてあるか教えてもらえますか。

議長（木村隆彦議員）　消防長。

黒沢敬三消防長　消防本部における個人情報に関しましては、当組合の個人情報保護条例、これは13条となります。その部分に、利用及び提供の制限、こちらの部分にその記載がございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　その例外規定の中で、人の生命、財産、人の生命及び健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要と認められるときには開示ができると、それがあるのです。火災の場合、これに該当できないのか、情報公開できないのか。

議長（木村隆彦議員）　消防長。

黒沢敬三消防長　議員のおっしゃいますように、この場合、緊急時の場合においては個人情報を開示することはできるということはうたわれておりますが、当初、通報時における火災の状況、これ等に応じて個人情報の開示をすることというのは、現時点においては不可能と思われます。火災現場の発生、これに関しては救急とは違いまして、火災の場合は詳細な現場の把握というのは困難となっております。そういったことから、現場に着いて初めてその現場が確定するといったこともございますが、基本的には緊急時においてという特例に関しては、大方かなり緊急性を要するもの以外に関しては開示できないものと認識をしております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　住民の立場からしますと、住民の立場からの危機管理上、あるいは公益上の配慮、公共の福祉優先の立場からすると、私は開示してもらったほうがいいと思います。誹謗中傷の的になるというような言い訳もあるのですけれども、実際そういうのはごく少ないと思うのですね、火災を出している人。いろんな出火原因、出火の状況によって違いますけれども、そういったことを配慮してもらえば私はできる、出す方向でこれは検討すべきなのだと思いますけれども、い

かがですか。

議長（木村隆彦議員）　消防長。

黒沢敬三消防長　身近な関係者の近くで起こった災害、これは誰しも早く正確な情報を得たいということは、議員のご指摘のとおりかと思います。しかしながら、それ以上に被災者、この方の個人情報は保護されるべきものと考えてございます。また、出火責任があればというお話もございましたが、通報時点での出火責任の有無、これに関しては判明しておりません。また、仮に出火責任が判明したという状況下においても、やはり法令にのっとり業務を遂行する立場としまして、個人情報の保護ということを前提としまして、従前どおりの対応とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　私はまだ納得できないのですけれども、できる限りこういった危機管理に関することなので、情報は公開してもらったほうがいいと思うのです。ぜひ住民の立場でもう少し考えていただいて、さらに検討していただければと思いますが、お願いして、この質問を終わります。

２つ目の水道に行きます。水道局長に答弁してもらったのですが、私が一番聞きたかったのは、県内水道の一本化についてどう考えるかなのです。それをもう一度お答えいただけますか。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

古屋敷光芳水道局長　猪野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

県内水道一本化ということでございますが、具体的にいつから一本化を進めるというような体制にはまだ至っていないという考え方でございまして、各それぞれの県内の水道事業体の実情ということもございますので、今回、県知事に各理事から要望をお願いしているということでございますので、埼玉県からの要望の回答等も踏まえて再度検討させていただければと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　昨日の３議連の総会でやり取りがありましたけれども、それを聞いた状況もありますが、県の町村議長会からの回答書、これを御覧いただきたいのですけれども、この中に、まず秩父が統合して６年たつのですけれども、ブロックごとに統合されていくという案も提案を出しているのですが、これについてもあちらの回答のほうでは触れていないのですが、こういったことが考えられると思います。

それから、さらにこれから水道料金をもっと安くできるようにするには、県からの補助とかそういったことも考えなければいけないのですが、仮に県内統合できない、見込みがないからということで、いつまでも待っているわけにはいかないと思います。何とか県水の、水道の安定供給と水道料金の引下げを何とか図る方法を出していかなければいけないので、ほかに何か手だてが考えられ

るのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

古屋敷光芳水道局長　猪野議員の再質問にお答えさせていただきます。

具体的な部分の内容ということだと思われますが、今の段階では、先ほども答弁をさせていただいたとおり、他の自治体の部分での事業もございます。一方的に秩父広域水道局の統合の要望というような形の部分には難しい状況等もございますので、今の段階では具体的な部分の内容については、まだお示しできない状況でございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　討議資料の中段から下になるのですけれども、県の生活衛生課からの回答のところなのですけれども、埼央広域水道圏では事業統合しなくても安定経営が持続可能な事業者が存在するとしています。ですから、これ非常にですね、事業者全てにおいて事業統合するというのは本当に困難な状況だと思います。不利なところと何も合併したくないという考えのところが大方だと思いますので、この辺りについてはいかがなのですか。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

古屋敷光芳水道局長　猪野議員の再質問でございますが、回答事項の中にも記載があるとおり、県としてもそれぞれの自治体、水道事業体の経営の方向性や方針等がやはり異なるというところと、水道事業体、特に秩父広域が山間部という形の内容でございますので、水道水を作るまでの費用のコストの部分等も他の団体とは違う部分もあるということでございますので、今後、より県統一化が目指せるような方向性を、まずは秩父広域の中で進め、水道事業を念願でありました料金統一等も実施ができているということでございますので、着実にでき得る内容について進めた上、最終的な県内統一化という要望ができると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　３月29日に知事宛てに要望書を出していますけれども、その中で県内水道一本化の道筋を見込んでほしいというような意味合いの要望になっていますけれども、これが非常に困難だなという気がするのですけれども、あと最後に管理者、今の思いをちょっと聞かせてもらいたいと思いますが、県内水道統合、一本化に向けての思いを聞かせてください。

議長（木村隆彦議員）　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

北堀　篤管理者　猪野議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

猪野議員よりご質問いただきました昨年10月の県の町村議長会における小鹿野町議会からの要望、埼玉県からの回答内容について、先日、確認をさせていただきました。当組合といたしましても、本年３月29日に、私を含め組合理事、新井、阿左美両県議とともに埼玉県庁に赴き、大野知事

宛てに生活基盤の耐震化等交付金の補助、対象期間の延長と県内水道一本化の早期実現について要望書の提出をさせていただきました。

知事からは、補助対象期間について既に県として国に対しての要望を行っていること、また今後も引き続き働きかけを行う旨のコメントを頂戴しております。また、県内水道一本化に関しましては、各水道事業者の考えも様々であり、各事業者の実情を踏まえ、引き続き取り組みを行っていきたいとのコメントを頂戴しております。

私といたしましても、現在、埼玉県において、県の水道ビジョンの改定を予定しているとお聞きしておりますので、これらを踏まえ、現段階におきましては状況を静観するとさせていただいて、また県内一本化につきましては、引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　ありがとうございました。昨日の３議連総会の国に対してもしっかり要望していくべきだというような話が出ていましたけれども、何とか手だてを見つけて、少しでも秩父の水道の経営基盤を安定させて、料金格差の是正に向けて進めるような形で努力していかなければいけないというふうに痛切に感じておりますけれども、今後とも全力でこの辺進めていただければと思っています。ぜひよろしくお願いします。

最後に、１つ水道局長に聞きたいのですが、県知事宛てに要望の２つのうちの１つ目のところなのですけれども、県要望した２項目のうちで広域化事業に係る国の交付金の補助対象期間を延ばしてくれというような意味合いの要望をしていますけれども、これは見込みはどうでしょうか。大丈夫だというような見込みがあるのでしょうか。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

古屋敷光芳水道局長　猪野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

生活基盤耐震化等交付金の補助対象期間の延長ということでございますが、現時点では明確なお答えをいただいていないということでございますので、引き続き延長できるよう国へ、県を通じて要望等を行っていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員）　いずれにしましても、地域住民が安定的で納得できる料金での水道受給ができるような体制をつくることが非常に大切なことだと思っていますので、ぜひその辺を努力いただきたいと思います。

以上お願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（木村隆彦議員）　16番、猪野武雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時０５分

議長（木村隆彦議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

５番、本橋貢議員。

（５番　本橋　貢議員登壇）

５番（本橋　貢議員）　皆さん、こんにちは。５番、秩父市議会、公明党の本橋貢です。傍聴にお越しの皆様、お忙しい中、議場にお越しいただきましてありがとうございます。

初めに、少し時間をいただきます。世界各地で異常な高温が続き、６月には欧州各地で40度超えを記録しております。今月３日にはイタリア北部のアルプスの一部の氷河が崩落しました。急激な気温上昇が原因と見られます。

日本でも異例の早い梅雨明けと、連日の猛暑が続いております。また、局地的な豪雨による災害に改めて地球温暖化との関連を考えざるを得ません。今月７月７日はクールアース・デー、地球環境の大切さに思いをはせ、家庭や職場で節電など具体的な温暖化対策を推進しようと2008年に制定、同年７月のＧ８洞爺湖サミット、主要国首脳会議開催に合わせ、公明党が提案し、創設されたものであります。同サミットでは、温室効果ガスの削減へ長期目標が合意されました。脱炭素社会への実現へ、その挑戦はより一層の加速が求められています。

大きな目標の達成には、私たち一人一人の意識変革と行動が不可欠であります。地球環境への意識向上を目的に、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標を達成することに私たちも理解を求めていきたいと思います。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問に入らせていただきます。秩父地域の皆さんの要望をいただいての質問となります。

まず初めに、大きな１点目として、事業所のごみ収集について伺います。コロナ禍となり３年目に入り、そろそろ落ち着くかと思っていた矢先に、新たな変異株で第７波となり、感染拡大が大変心配されております。そのような状況の中、コロナ禍で家庭ごみの量が増加したことに伴い、関係する回収業者、クリーンセンター職員の皆さんには、ご苦労いただいております。ありがとうございます。

会社、商店、飲食店などから出されるごみは、特別収集として事業系ごみ袋に入れて出されます。料金が可燃ごみ、不燃ごみともに月3,000円かかります。２年度より値上げとなり、2,000円から3,000円となったとのことです。年間３万6,000円の特別収集料がかかります。また、以前は持込み等で回収されていましたが、今は産業廃棄物として一般廃棄物運搬許可業者に依頼し収集されます

が、これも１立米につき１万円からの収集料が発生いたします。コロナ禍で売上げ等が半減し、様々な資材、原材料の値上げ等で大変な思いで事業を継続されております。何らかの支援を検討してほしいとの事業者の皆様からの要望となります。以上のことから２点伺います。

事業系の可燃ごみ・不燃ごみ、また産業廃棄物等の回収・処理はどのようになっているのか伺います。

（２）として、特別収集をしている市、町別の事業者数を伺います。

次の大きな２点目は、コロナ禍の火葬について伺います。新型コロナウイルス感染症で亡くなられたときには、コロナ対策を施した特殊搬送業者に高額な支払いが生じるとのことです。この新型コロナウイルス感染症の一番怖いと思ったことは、2020年３月29日、タレントの志村けんさんがコロナウイルス感染症判明から僅か６日で亡くなられたことでした。日本中がショックを受けたのは記憶に新しいところであります。親族でさえお見舞いも最期のお別れもできない状況でした。業者にお願いして、ご遺骨となって帰ってくるのを待つ、とてもつらいニュースが記憶に残っております。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた場合、葬儀社から特殊搬送業者に依頼し、対応されます。必要経費として様々な支払いが生じます。病院搬送寝台車費６万8,500円、これは病院から県内の保管所までです。そして、搬送車費７万6,130円、搬送先から斎場までです。そして、安置保管費３万円、乗務員割増し２万円、防護服等経費１万6,000円、感染対策費13万円、車両消毒、車両処置費５万円、医療廃棄物処理費１万円等で、特殊搬送業者への支払いだけでも40万円以上になります。時間帯や状況で異なるとのことですが、業者によってはさらに高額になるようです。以上のことから２点伺います。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の年代や人数と、火葬等はどのように行われているのかを伺います。

（２）として、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合、特殊搬送業者に高額の支払いが生じますが、非課税世帯や生活保護世帯の支援はどのようになっているのかを伺います。

壇上での質問は以上となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長　５番、本橋議員の質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、１の事業所のごみ収集についてのご質問についてお答えをさせていただきます。初めに、（１）の事業系の可燃ごみ・不燃ごみ、また産業廃棄物等の回収・処理はどのようになっているのかというご質問でございますが、まず事業活動に伴って発生するごみで、産業廃棄物以外のごみは事業系一般廃棄物と呼ばれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らの責任

で処理しなければならないとされておりまして、秩父広域圏内で発生する事業系の可燃ごみ・不燃ごみにつきましては、組合では３つの方法についてホームページ等でご案内をさせていただいております。

１つ目として、事業者が組合の許可を受けている収集運搬業者との間で契約をして収集をしてもらう方法、２つ目としては、組合が事業者からの申請に基づき、ごみの収集を行う方法、これは組合廃棄物の処理等に関する条例により、特別収集として可燃ごみ・不燃ごみ別に１回の平均排出量が管理者の指定する容器、これは指定ごみ袋になりますが、こちらが15個まで月額3,000円に加えまして、管理者が指定する容器として事業系専用袋、１枚110円を負担していただくものとなります。３つ目として、組合の施設に事業者自らが直接持ち込む方法がございまして、３つの方法とも収集、持ち込まれたごみにつきましては、組合施設で処理をしてございます。

また、産業廃棄物につきましては、処分業、収集運搬業とも県の許可が必要となります。組合の施設は一般廃棄物の処理施設となっておりまして、産業廃棄物の受入れは行ってございません。

次に、（２）の特別収集を申請している市、町別の事業所数でございますが、現在組合が行っている公共施設を含めた令和３年度末の事業所数が369事業所となっておりますが、このうち月額3,000円の手数料を徴収している事業所は、組合全体で252事業所、うち秩父市が108事業所、横瀬町が14事業所、皆野町が30事業所、長瀞町が48事業所、小鹿野町が52事業所となっております。なお、公共施設の117の事業所につきましては、月額3,000円を免除し、指定ごみ袋の110円はご負担をしていただいてございます。

続きまして、２のコロナ禍の火葬についてお答えをさせていただきます。（１）の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の年代や人数と、火葬等はどのように行われているのかについてでございますが、秩父斎場では令和３年１月21日に最初の火葬を行ってから、令和４年５月31日までに17人の方の火葬を行っております。新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになり火葬をした方の年代でございますが、50歳から93歳までの方を火葬しており、50歳代が１人、60歳代が１人、70歳代が３人、80歳代が10人、90歳代が２人となってございます。

お亡くなりになってから火葬されるまでの流れでございますが、基本的には国からのガイドラインにのっとり行われております。例えば医療機関で入院患者が死亡すると、医療機関は死後処置、いわゆるエンゼルケアの後、納体袋へ収容し、消毒を行い、納棺まで行います。その後、ご遺族が依頼したコロナ等感染症のご遺体を専門に取り扱う搬送業者がご遺体を搬送、専用の施設で安置し、火葬日の予約時間に合わせて秩父斎場へ搬送いたします。

なお、火葬は最終火葬時間もしくは営業時間外に行うこととしております。その後、火葬となるわけでございますが、ご遺族の最後のお別れにつきましては、密にならないよう３名程度の少人数とさせていただいておりますが、ご遺族に寄り添う形での対応を心がけて実施をしてございます。

次に、（２）の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合、特殊搬送業者に高額の支

払いが生じる。非課税世帯や生活保護世帯への支援はどのようになっているかについてでございますが、組合といたしましては新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになったかどうかに関係なく、構成市町から生活保護世帯等に該当する方の火葬場使用料の減免申請があった場合は、火葬場使用料の減免を行っております。また、特殊搬送業者への高額の支払いについての支援につきましては、組合で費用の一部を補助する制度はございませんが、秩父斎場に設置されている霊安庫の使用をされる場合は、その霊安庫の使用料の減免を行うこととなりますので、先ほどお話しした医療機関からコロナ専用の安置所までの搬送費用、安置所の安置費用と、その安置所から秩父斎場までの搬送費用が不要となるため、ご遺族の負担が軽減され支援につながると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症になられた方の火葬につきましては、24時間以内の火葬が認められてございまして、亡くなられた時間にもよりますが、ご希望されるご遺族の意向により、当日の火葬が行えるよう対応してございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　改めて答弁いただきまして、ありがとうございます。

最初に、ごみのほうの関係になるのですけれども、このコロナ禍で大変な状況で、何か支援等があればという、そういうご提案もいただいておりまして、またそういう声をいただいての質問となっているわけなのですけれども、特別収集事業者の方への何か補助金、援助、そういったことができるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

野澤好博事務局長　本橋議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

組合のごみ処理手数料につきましては、今までの料金体系を見直しまして、令和２年４月１日から料金改定を行っております。改定を行う手数料につきましては、平成５年４月に改定されてから25年を経過しておりまして、この間、様々な要因により廃棄物の処理費用が増大傾向にございました。このため、現在の手数料は、廃棄物処理経費と比較すると受益者の負担は適正とは言えない状況にあること、周辺自治体との格差等から圏域外の事業者から排出された廃棄物が流入しているおそれがあることから、当組合処理施設への持込み手数料の改定と併せまして、事業所に係る収集分についても見直しを行ったものでございます。

特別収集に係る手数料につきましては、先ほど説明したとおり、月額の手数料が2,000円から3,000円に改定したものです。なお、事業系専用袋の１枚110円につきましては、改定はしてございません。今回の改定につきましては、ごみ処理経費に対する手数料の適正化、事業系ごみの減量化を目的に実施したものであること、また事業系ごみの収集については、組合が行っているだけでなく、組合が許可した収集業者による収集、いわゆる民対民の契約による収集も行われてございますので、それらとのバランスを考えますと、事業系に係る手数料を免除、減額する等のことは難しい

かと考えてございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　ありがとうございます。様々な状況で、大変厳しいというところを私たちも承知はしているわけなのですけれども、例えば地方創生臨時交付金、各市、町に交付されておりますけれども、そういったものを各市、町から出していただいて、また限定的な、一時的なものであっても、そういったところをまだ今、各市、町が残っているかどうか、そういった状況もあると思います。また、次も交付金があるのかというところはありますけれども、あった場合には、また各市、町の了解を得て、そういったことが取り組める状況にあるのかどうか、限定的なあと１年であっても、地方創生臨時交付金を活用しての、例えばの話になるかもしれませんけれども、そういったところも各市、町からの了解を得られて拠出していただいて、交付金で一時的にそういう状況ができるか、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

野澤好博事務局長　本橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

臨時交付金につきましては、当組合は対象外の自治体になっておりますので、直接そういったものが活用できないため、構成する各市、町のほうへお願いをしなければならないということですので、今後はそういったことができるかどうかということで検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　ありがとうございました。各市、町でも、また交付金が出るような状況になった場合には、そういったところも考えていただいて、このコロナ禍で本当に売上げが半減している、大変な思いでという事業者と言われますけれども、ほとんどが個人事業者また家族での事業主の方が秩父の場合、多いと思いますので、そういった方に寄り添った政策というか、そういう対応というのも大事だと思いますので、その点もまた今後の課題として検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ごみ収集については以上で閉じさせていただきます。

あと、次のコロナ禍の火葬について、ありがとうございます。この亡くなられた方の中で１つお伺いしたいのですけれども、生活保護を受けている方や非課税世帯の方というのは、いらっしゃったのでしょうか。

議長（木村隆彦議員）　業務課長。自席でお願いします。

関根みどり業務課長　ただいまの本橋議員さんの質問でございますが、生活保護世帯や非課税世帯の方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　ありがとうございます。先ほど事務局長からのお話にもありましたように、搬送料が秩父の斎場へ直接ご遺体を搬入できるようならば、その分が安くなるという、そういった状況があると思いますけれども、またご家族の希望とかそういったところもあると思うのですけれども、できるだけ搬送業者、確かに搬送業者に任せるのが一番安心だとは思うのですけれども、秩父の斎場の職員の方が病院からご遺体を秩父の斎場の霊安室というのですか、そこへ運ぶということは、まだ法律上はできないのでしょうか。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

野澤好博事務局長　ご遺体の搬送につきましては、組合の霊柩車なのですが、やはりコロナの感染が心配ということもございまして、今のところ霊柩車の使用はさせていないというような状況でございます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　ありがとうございます。

最後に、では１つお伺いしたいのですけれども、新型インフルエンザのときには、このような状況があったのか、また今のコロナ禍で特殊搬送業者へのお願いをするというところは、どの辺まで続くのか、また見通しとしては難しいかもしれませんけれども、その辺教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

野澤好博事務局長　本橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍の火葬につきましては、感染防止対策をしっかりと行いながら、また施設の職員も限られた職員で行っておりますので、そういった職員の感染防止も考えながら行っていきたいというふうに考えております。また、火葬に立ち会われるご遺族の方のご意向のこともありますので、遺族に寄り添った形で火葬を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員。

５番（本橋　貢議員）　様々ご答弁いただきましてありがとうございました。このコロナ禍となって、本当に３年もたっているわけなのですけれども、なかなか厳しい状況が続いておりますけれども、一日も早くコロナがなくなって、通常の生活、コロナ禍の明るい未来が見える生活が戻ってくることを自分自身も願って、質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

議長（木村隆彦議員）　５番、本橋貢議員の一般質問を終わります。

続きまして、３番、清野和彦議員。

（３番　清野和彦議員登壇）

３番（清野和彦議員）　皆様、こんにちは。３番、清野です。このたびは、初めて組合議会の一般質問に登壇をさせていただきます。秩父地域にお住まいの皆様の暮らしがよりよいものとなるように、

心を込めて質問、提案に取り組ませていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に移らせていただきます。大きな１番、広域市町村圏組合の将来に向けたビジョンについて。秩父広域市町村圏組合は、昭和45年、1970年に発足以来、秩父地域にお住まいの皆様の日々の暮らしに直結するごみ処理や消防業務、水道事業が行われています。これから先、秩父地域が今までに増して切実に直面することが予測されるテーマに、さらなる人口減少や少子高齢化があります。社会構造が変わることにより、必要とされる事業の実施方法や内容についても変化が求められるのではないかと考えます。

質問ですが、これまで歩んできた広域市町村圏組合の歴史や経過を踏まえて、今後、中長期的にどのようなビジョンを持って組合の運営や事業の実施をしていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

大きな２番、ごみ処理事業について。秩父地域にお住まいの皆様の暮らしを支える重要な事業に、ごみ処理があります。本日は、ごみ処理について数点質問をさせていただきます。より持続可能な循環型社会の形成を目指すために、私たちはどのように取り組んでいくことが望ましいでしょうか。我が国において、循環型社会とは天然資源の消費の抑制を図り、環境負荷の低減を図る社会を指します。我が国で排出される家庭ごみの量は、2000年度の5,483万トンをピークに減ってはいるものの、令和４年度環境白書によれば、2020年度のごみの総排出量は4,167万トン、東京ドーム約112杯分、１人１日当たりごみ排出量は901グラムとなっています。

また、近年では、海まで流れ着いたプラスチックごみが、ウミガメなど海の生物に大きな影響を与える海洋プラスチックや、プラスチックが波や紫外線により細かく砕かれて粒子となるマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されています。

国連が掲げるＳＤＧｓ、持続可能な開発目標のゴール14、海の豊かさを守ろうや、ゴール12、つくる責任、つかう責任を達成するためにも、ごみの減量は必須のテーマであると考えます。当組合においては、国の目指す循環型社会、低炭素社会の形成に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理処分を計画的に実行していくために、平成23年３月に策定され、平成37年度、つまり令和７年度を最終年度とするごみ処理基本計画が策定されており、この基本計画にのっとってごみ処理が行われてきていると理解をしております。

まず、１つ目の質問として、（１）、ごみの排出実績について伺います。本組合におけるごみの排出実績は、直近でどのようになっているのか、現行のごみ処理基本計画の開始年度である平成23年度以降の推移と併せて教えてください。

続いて、（２）、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分について伺います。現在、本組合においては、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分についてはどのように行われているのか、概要を教えてください。

続いて、（３）、家庭ごみの分別について伺います。本組合においては、一般家庭の日常生活か

ら出るごみとして、ごみの収集場所に出すことができるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとなっていますが、実際に分別については可燃ごみ、不燃ごみ、乾電池・ライター、蛍光灯・電球、小型家電製品、カン・ビン、紙・布、ペットボトルの８分別とされています。この家庭ごみの分別については、それぞれの自治体や組合などごみの処理の実施主体により分別方法や住民への告知方法が異なると理解しておりますが、本組合におけるごみの分別の考え方について教えてください。

（４）、有料指定ごみ袋制度について伺わせていただきます。当組合では、家庭ごみ処理に関して指定ごみ袋制度を採用しています。この制度は、住民の方々に指定ごみ袋を購入していただき利用いただくことにより、ごみ処理手数料をお支払いいただく制度で、袋の大きさにより手数料が異なることから、出されるごみの量に応じた手数料を支払うこととなっています。この有料指定ごみ袋制度については平成８年７月から導入され、ごみの減量化、資源化に一定の成果が得られた後、住民の皆様の減量努力に応えるとともに、負担の軽減を図るために料金の引下げを平成23年度に実施し、現在に至っていると理解しております。

現在、本組合においては、一般家庭用可燃ごみ・不燃ごみの小型袋15リットル相当は１セット10枚当たり150円で、１枚当たり15円、中型袋20リットル相当は１セット10枚当たり200円、１枚当たり20円、大型袋35リットル相当は１セット10枚入りで350円、１枚当たり35円となっており、総じて１リットル当たり１円の負担となっていると言えます。

少し前のデータとなりますが、環境省によると、平成29年度時点で全国の市町村のうち、64.6％が家庭ごみ、粗大ごみを除くですが、家庭ごみに対し、ごみ袋を有料化するなどして手数料を徴収しているとのことです。

質問ですが、この有料指定ごみ袋制度について、組合の考え方を伺います。

最後に、今まで挙げさせていただいた質問などを踏まえて、本組合のごみ処理事業について今後どのように実施されていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

最後に、大きな３番です。水道事業について、私たちの日々の暮らしになくてはならない水道事業は、これからどのように運営されていくことが望ましいでしょうか。平成28年４月より秩父広域市町村圏組合水道事業が始まり、６年が経過しました。この間、令和３年４月には料金改定が行われ、その改定率は秩父市は0.00％、横瀬町は7.18％、小鹿野町は26.20％、皆野町、長瀞町マイナス16.23％の料金改定が行われました。これからの地域の住民の皆様の暮らしを考えたときに、水道料金が暮らしに与える影響は大きく、可能な限り負担を縮減する工夫をもって水道事業を運営していくことが望ましいと考えます。

まず、１点目の質問として、（１）、組合水道事業の開始から現在に至る経過と今後の展望について伺います。平成28年度から開始した組合水道事業が、現在に至るまでに実施してきた給水事業や建設改良事業の内容について、概要を教えてください。また、今後の展望について教えてください。

（２）、今後の水道料金の改定について、今後の水道料金の改定について現在のところ考えられる方向性について教えてください。また、総じて、今後、水道事業についてはどのように実施していくことが望ましいと考えるか、お考えを教えてください。

壇上での質問は以上となります。再質問は質問台にて行わせていただきます。

議長（木村隆彦議員）　３番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長　３番、清野議員のご質問のうち、大項目の１、秩父広域市町村圏組合の将来に向けたビジョンについてと、２のごみ処理事業についてお答えをさせていただきます。

秩父地域における広域行政の取組といたしましては、昭和44年８月に広域市町村圏の指定を受けたところに始まります。広域市町村圏は、地域の中核都市と周辺地域を一体として形成されている日常社会生活圏を行政の場として設定されたもので、地域社会の総合的な振興整備を推進しようというものでございます。私ども秩父広域市町村圏組合は、秩父地域における広域行政の実施機関として、埼玉県知事の設置許可を受け、昭和45年４月に発足し、一昨年、令和２年に50周年を迎えたところでございます。

この間、現在まで続く結核予防、廃棄物の収集・運搬、火葬業務、消防業務、介護認定審査会の設置・運営、水道事業などのほか、既に移管または廃止された事業として、伝染病隔離病舎の設置・維持管理、ふるさと市町村圏、これは圏域の発展計画を策定し、広域的なイベントの開催や人材育成の諸事業を行ったものでございますが、当組合が所管する事務事業は、その時代のニーズに合わせ変遷しつつ、現在に至っております。

また、令和５年４月には、し尿処理事業の合理化で持続可能な体制の構築、処理の効率化及びコスト縮減を目的として、同事業の組合への移管が予定されているところでございます。今後、秩父地域において人口減少や少子高齢化が進み、社会構造や生活環境、住民意識が変化し、行政に対するニーズが多様化、高度化する中で、基礎自治体である構成市町の役割は大きいものがありますが、一方で公共施設等の老朽化や厳しい財政状況に直面しており、将来にわたる既存の住民サービスの維持、提供の継続が喫緊の課題でございます。

これらの課題に対処し、住民が安心して快適な生活を営むことができるよう、行政コストを下げ、効率化を図るという観点から、当組合のような一部事務組合による事務事業の実施は有効な選択肢の一つであると考えられます。このため組合においては、所管する各事務事業を将来にわたりしっかりと維持、提供することに努めるとともに、一般会計においては約８割の財源を構成市町の負担金で賄っておりますことから、より一層の効果的、効率的な予算執行に努めてまいりたいと思います。

続いて、２のごみ処理事業についてでございますが、（１）、ごみの排出実績についてでござい

ます。先ほど清野議員からお話のあったごみ処理基本計画の初年度である平成23年度から令和３年度までの全体のごみ排出処理量については、年々減少で推移しております。具体的な数字で申し上げますと、平成23年度の可燃ごみは１万7,889トン、不燃ごみは1,212トン、資源ごみは4,258トン、持込みごみが１万1,291トンの合計のごみ排出処理量が３万4,650トンでございましたが、令和３年度の可燃ごみは１万6,393トン、不燃ごみは915トン、資源ごみは2,929トン、持込みごみが１万1,986トンの合計で３万2,223トンとなっており、率で比較いたしますと７％の減少となっております。その内訳として、収集量は約13％の減少、持込み量は約６％の増加となっております。

次に、（２）、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分についての概要をご説明いたします。まず、各家庭から排出されるごみの収集は、住居の近くにあるごみステーションにごみを排出するステーション方式を採用しております。ごみの分別は、５区分８品目となっておりまして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの紙・布、カン・ビン、ペットボトルの５区分５品目に、廃乾電池・ライター、使用済小型家電製品、廃蛍光管・電球の３品目を加えたものをごみカレンダーの日程に基づき、種類ごとのルールで排出いただいております。

ごみの収集につきましては、秩父市のうち吉田地区、大滝地区、荒川地区を除いたいわゆる旧秩父市の区域と、秩父市の吉田地区、大滝地区、荒川地区、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町の区域の大きな２つの区域を業務委託により実施しております。また、ごみの持込みは、住民の方が組合処理施設の秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センターに直接ごみを持ち込む方法でございます。指定ごみ袋に入らない粗大ごみや片づけごみは、この方法での処理となります。この収集、持込みによって各施設に搬入されたごみのうち、中間処理として可燃ごみは秩父クリーンセンターにおいて焼却処理が行われます。なお、持ち込まれたごみのうち、羽毛布団については有価物として分別し、売却しております。焼却処理後に発生する焼却灰、集じん灰については、資源化処分として委託処理を行い、人工砂、セメント原料として再利用されております。

続いて、不燃ごみ及び資源ごみの一部は、秩父環境衛生センターにおいて分別処理が行われ、破砕、分別、選別それぞれの工程を経て、カンや鉄製品等の金属類、ペットボトル、解体家電部品は有価物として資源化売却へ、ビン類、廃乾電池、廃蛍光管、廃棄小型家電部品等は資源化処分へとなっています。家具などの解体に伴う可燃性残渣は秩父クリーンセンターで焼却処分とし、それぞれ搬出し処理を行っております。

なお、陶器、ガラス類や最終的に資源化が適当でないものにつきましては、最終処分として秩父環境衛生センター内の処分場において埋立処分としております。また、資源ごみの紙・布類につきましては、収集後に民間施設において選別され、資源化売却をしております。

次に、（３）、家庭ごみの分別についてでございますが、現在の分別種類５区分８品目の考え方におきましては、秩父圏域の広範囲の収集を行う必要があることから、収集に係る経費を抑えながら効率のよい収集が実施できること。また収集されたごみの処理やリサイクルが、安心、安全に実

施できることが求められていると考えております。収集や処理においては、経費を負担すればプラスチックなどの分別収集、処理も可能と思われますが、これにより組合、ひいては市、町の財政負担の増加につながることが予想されます。また、分別品目の増加に伴うごみステーション排出場所の整備等を考慮すると、現在の８品目の区分が住民のご理解、ご協力をいただける範囲として適正であると考え、行っておるものでございます。

次に、（４）、有料指定ごみ袋についてでございますが、有料指定ごみ袋制度の導入につきましては、ごみの減量化と資源化を目的として受益者負担の公平性の明確化、収集作業の安全確保等の理由から平成８年７月に導入したものでございます。制度の導入後、平成17年度からは、住民の方からご要望のありました小型の指定ごみ袋を加え、可燃ごみ、不燃ごみともに現在の小型、中型、大型の３種類となっております。

さらに、平成23年４月からは、制度の導入に伴い、ごみの減量化と資源化に多大な効果を上げることができたことや、各家庭の負担軽減から一般家庭で使用する指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の引下げを行い、現行の可燃ごみ、不燃ごみとも１枚当たり小型15円、中型20円、大型35円としておるところでございます。

指定ごみ袋制度の導入の効果といたしましては、ごみの減量化、ごみに対する住民意識の啓発、ごみステーションの美化、収集作業の安全性、効率性の向上、経費負担の公平性等が挙げられます。特にごみの減量化、資源化については、令和３年度の可燃ごみの収集量を制度導入前の平成７年度と比較いたしますと4,031トン、19.7%減少となっており、同様に不燃ごみにつきましては3,777トン、80.5%減少しております。この有料指定ごみ袋制度に併せて資源ごみとして、カン・ビン類、紙・布類、ペットボトルの無料収集を行っていることにより、ごみの分別が促進され、有料指定ごみ袋で排出されるごみ量は減少し、制度導入による減量効果が継続して現れており、令和３年度、全ごみ量の約9.1%が資源ごみとなっております。このような制度導入の効果から、引き続き有料指定ごみ袋制度を継続しながら、併せてごみの分別に取り組んでいくことにより、引き続きごみの減量化、資源化に努めてまいりたいと考えております。

次に、今までの質問内容を踏まえて、本組合のごみ処理事業について今後どのように実施されていくことが望ましいと考えるかというご質問でございますが、現状においてごみの収集、処理事業においては安定的に実施されております。しかしながら、秩父圏域では急速に進む少子高齢化により人口が減少することが予測されており、ごみ処理事業へも大きな影響を与えることが考えられます。組合としましては、現状のごみ処理事業を安定的に実施しながら、新たな施策については地域の実情に合わせた形で、より有効なごみ処理事業が行えるよう、組合を構成する各市、町と協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　清野議員からのご質問に順次お答えさせていただきます。

３、水道事業について、（１）、組合水道事業の開始から現在に至る経緯と今後の展望について初めにお答えさせていただきます。秩父地域における水道事業の経営は、人口減少に伴う給水収益の減少や高度経済成長期に設置された施設設備、管路などの更新、地震対策など様々な課題に直面しておりました。このような課題を秩父地域が一体となり解決するため、広域化による事業統合が検討され、平成27年３月、秩父地域水道広域化基本構想が策定された後、平成28年４月に秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀞上下水道組合の水道事業が統合し、秩父広域市町村圏組合の一事務として新たに水道局が誕生いたしました。

今回の事業統合の目的の一つに、事業統合による国からの交付金を財源として、浄水場等の統廃合を進める広域化事業がございます。これは市町の垣根を越えた配水系統の再構築を行うことにより、将来の更新費用の削減や維持管理費の抑制を図り、住民の料金負担の軽減を図るものでございます。

事業統合以来、水道局においては、広域化事業として13の整備計画による建設投資に取り組んでおります。主なものといたしましては、１つ目として橋立浄水場の機能を強化し、秩父市内の国道140号に埋設を進めている耐震基幹管路Ａルートにより、姿見山浄水場の廃止と横瀬町方面への配水計画、また高篠地区を経由し皆野町三沢方面への配水計画を進めております。現在のところ、橋立浄水場においては、管理棟、受電設備の更新、急速ろ過池等の建設を終えておるところでございます。耐震基幹管路Ａルートにつきましては、橋立浄水場からウニクス前までの埋設を進めております。今年度より姿見山浄水場への送水ポンプ室の築造に着手しており、令和７年度末を目標に横瀬町方面への配水開始を予定しておるところでございます。

２つ目として、新秩父ミューズパーク配水池を建設し、別所、久那、尾田蒔、小鹿野町方面への配水計画を進めております。現在のところ、新秩父ミューズパーク第１ポンプ室の建設をはじめ、第２ポンプ室、配水池の建設に着手しております。また、別所浄水場から配水池までの送水管の埋設はほぼ完了しており、現在は新ミューズパーク配水池から小鹿野町方面への配水管の埋設を進めております。こちらにつきましても令和７年度末を目標に小鹿野浄水場の廃止と、小鹿野町方面への送水開始を予定しているところでございます。

３つ目として、別所浄水場について整備を進める一方で、皆野第１配水池への配水ルートの整備を進めており、皆野浄水場の廃止に向けて工事を進めているところでございます。

一方で、ソフト面の取組といたしましては、事務所の統廃合や職員の適正化、水道職員のプロパー化を進めておるところでございます。今後の展望といたしましては、交付金の期限とされている令和７年度中を目途に、広域化事業を重点的に進めてまいりたいと存じます。さらに、令和８年度以降につきましても、給水人口の推移、将来の水需要予測、財政計画等を勘案し、投資計画の見直

しを実施してまいりたいと存じます。

次に、（２）、今後の水道料金の改定についてお答えいたします。まず、水道料金改定につきましては、令和３年４月の料金統一から５年後の令和８年度当初を目途に、料金改定、見直しを実施する予定でございます。これは統一料金を実施するに当たり開催いたしました水道事業経営審議会からの答申によるもので、５年ごとの料金見直しを今後実施することとされたことを受けてのものでございます。料金見直しにつきましては、将来の水需要予測、投資計画の策定に併せ、水道事業経営審議会を開催し、当組合における適正な水道料金に関して審議、答申を頂戴いただければと考えておるところでございます。その後、組合理事会、組合議会において皆様のご審議をいただきたいと考えておるところでございます。

最後に、総じて今後どのように事業を実施していくことが望ましいかについてでございますが、秩父地域において水道事業を継続して実施していく上で最大の課題は２つあると思います。１つ目として地域全体の人口減少にどのように対処していくか、２つ目として山間地域への給水をどのように確保、維持できるかということでございます。令和２年度末から３年度末の１年間の秩父地域における給水人口の減少は、1,543人となっております。事業統合以来、最も大きな減少幅となっております。統合した平成28年度と比較しますと、６年間で6,957人、およそ6.9％の減少となっております。これは料金収入の減少に直結しており、収入の確保が年を追うごとに困難になっているという状況と言えます。

また、同時に、山間地域等への給水に関しましては、採算性に乏しく、施設の老朽化も著しい状態でございます。一方で、地域住民の生活を守るためには、水道は必要不可欠でございます。このような状況下において、新たな建設投資、施設更新においては、常に地域の実情と将来を見据えた見直しを行い、施設のダウンサイジングや小規模浄水場等の新たな技術を積極的に導入することにより、安心で安全な水道の確保と経営基盤の強化を図り、将来において持続可能な水道事業を目指していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時００分

議長（木村隆彦議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

３番、清野和彦議員。

３番（清野和彦議員）　３番、清野です。各般にわたりご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな１番から順次再質問させていただければと思います。まず、１点目です。ビジョンについてご説明いただきまして誠にありがとうございました。今までこの広域市町村圏組合が歩んできた道もお話しいただきましたし、その時代ごとにニーズに沿って事業を行ってきたとのご説明をいただきました。また、今後、人口減少、そして少子高齢化というものがありまして、やはり今までの既存サービスを維持するために行政交渉したり、効率化を進めるというところのお気持ちも示していただいたというふうに感じております。

こちら特段一般質問の最初の質問の後の再質問はないのですけれども、１点だけちょっと私が思ったことなのですが、私、今回初めて広域市町村圏組合の議員にさせていただきました。本当にありがたいと感じております。まさに秩父地域の皆様の暮らしを支える事業をこの広域市町村圏組合が担っているのだなということを認識しているわけなのですが、その一方で、私の素朴な気持ちとして、なかなか広域市町村圏組合はやっていることがとても重要な事業が多いというところですが、果たして住民の皆様にその重要性であったりとか、事業内容についてちゃんと伝わっているのだろうかというちょっと疑問を感じるところがあります。

つまり、もちろん１市４町があっての広域なわけですけれども、これから国がどういう方向にかじを切っていくかまだ見えないところもありますが、私はより広域市町村圏組合が果たす役割は大きなものがあるのではないかなと思うのです。そういったところだと、やっぱり住民の皆様への情報発信であったりとか、それを通じた住民理解というものが今後図られていくことが望ましいのかなと思いました。これは私の意見として述べさせていただきます。

それでは、大きな２番に移らせていただきます。大きな２番、ごみ処理につきまして、こちら初めての質問ということで、細かく聞かせていただいてありがとうございました。ごみの排出実績などについては、確かにだんだん減っているということは分かりましたし、それは本当に皆様のご努力の結果だなというふうに感じております。

そして、排出から最終処分に至るまでの経過についても概要ありがとうございました。大変勉強になりました。

そして、分別についていろいろありがとうございます。こちらどういうことが答えとして正しいのかというのは分からないのですが、今回、私が分別について質問させていただいたのは、住民の皆様の中にも、もともと秩父地域にお住まいではなかった方で、例えば都内とかそういうところから越してきた方が、新しい地域に住むときに、分別方法が違うということで戸惑いというか、これでよいのだろうかというような疑問の声も上がったのは正直なことです。ただ、現状において、先ほどの８品目が適正ではないかという話はいただきました。そういう考えもあるのかなと思いますし、ただ環境省などの今後、いわゆる脱プラスチックに向けたかなり法整備を進めていくような動きがございますので、先ほど新たな政策等も考えていく必要があるのではないかということもあり

ましたので、そういう世界的な動向であったりとか、国の動向も踏まえて、今後、こちらの分別については、また考えていただければいいのかなというふうに思いました。

そして、もう一点、有料ごみ袋制度についても今までの経過などご説明いただいてありがとうございました。

そして、再質問にちょっと移らせていただきたいのですが、まず１点目です。私が、今回、ごみ処理事業について質問した一番の目的は、やはり秩父地域として、この日本や世界に貢献するためにも循環型社会の形成を目指す必要があるなと思っています。そして、その中でよりよい事業を目指して構築し、住民の皆様の負担の軽減とサービスの向上を目指していくことが望ましいのかなと考えております。

そんな中で１点質問なのですけれども、ホームページで公開されています令和４年度の一般廃棄物処理実施計画を確認しますと、収集業務委託業者について、先ほどちょっとありましたけれども、旧秩父市内の収集を担う１社と、旧町村区域内の収集を担当する１社の合わせて２社で業務を行っているということになっていますが、こちらの契約期間につきましては更新は最長４年とするということを適用されていて、継続随意契約によるとあります。このことについては、なぜそのようになっているのか教えていただきたいというのがまず１点です。

そして、もう一点質問させていただきます。先ほどちょっと細かく聞かせていただきました有料ごみ袋制度につきましては、確かにごみの減量化、資源化を進めるという狙いがある一方で、やはり住民の皆様にとっては実質的な家計の負担になっているという声もいただいているのが本当のこととしてあります。そして、また近隣の自治体には、有料ごみ袋制度がないのに、なぜ本組合にあるのかといった声もいただいております。以前、料金の改定を行っているわけですけれども、今後もこの料金の見直しであったりとか、有料ごみ袋制度の見直しなどの検討はあり得るのかについて伺います。

例えば、先ほど分別についての考えをご説明いただきましたけれども、この分別方法を見直すことで、歳入における有価物売却代が増えて、住民の皆様の料金負担が軽減されるような可能性はあるかについて伺わせていただければと思います。

議長（木村隆彦議員）　事務局長。

野澤好博事務局長　清野議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、ごみの収集業務委託の関係ですが、組合の一般廃棄物収集運搬業務委託契約の入札方式につきましては全国の多くの自治体で透明性、公平性及び経済性の観点から、総合評価方式による制限付き一般競争入札により実施をしてございます。当組合は特命随意契約を以前は行っておりましたので、これを見直ししまして、適切なごみの収集業務により住民の生活環境を清潔に保つこと、ごみの取り残しによる住民サービスの低下を防ぐことを目的に、価格だけでなく、実力と信頼のある業者を総合的に評価する必要があることから導入したものでございます。

契約期間につきましては、収集を請け負った業者においては、実施する上で収集員、車両の確保に係る経費が必要となってまいります。また、ただいま申し上げましたとおり、適切な収集業務の実施、ごみの取り残しによる住民サービスの低下を防ぐ必要がございまして、継続性の面から最長４年は随意契約で選定できるとしているものでございます。

続きまして、指定ごみ袋の値下げの関係でございますが、有料指定ごみ袋についてでも説明をしましたが、平成23年４月からは制度導入に伴い、ごみの減量化と資源化に多大な効果を上げることができたことや、各家庭の負担軽減から一般家庭で使用する指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の引下げを行っております。引下げ後の対応として、平成25年度から今まで不燃ごみとして回収していた使用済小型家電製品の無料収集を開始することにより、住民の負担軽減を行うとともに、消費税の８％、10％の改定時における価格への転嫁につきましても、家庭への負担を考慮し据置きという形を取っており、実質的な値下げとなっていると考えております。

また、指定ごみ袋に係る収入は、廃棄物手数料として組合廃棄物処理事業の経費として貴重な財源となっておるところでございます。このようなことから現時点において、さらなる値下げということは考えておりません。

また、資源ごみの分別の見直しによって、有価物売却代が増え、住民の料金負担が縮減される可能性はあるかというご質問でございますが、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分のところでもご説明したとおり、現在、資源ごみの分別は、紙・布類、カン・ビン、ペットボトルの３分別となっております。分別の種類を増やした場合、収集や分別、保管に係る経費と売却収入の収支が必ずしもプラスとならないこと、また有価物売却価格は市場価格となっておりまして、市況の変化によって価格の変動があるため、安定的な収入が得られないことなどから、住民の料金負担が縮減される可能性は低いと考えられます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　３番、清野和彦議員。

３番（清野和彦議員）　ありがとうございます。よく分かりました。説明いただきまして分かりました。今後も、先ほども申し上げましたけれども、持続的なごみ収集事業ができるように私も勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の水道に移らせていただきます。水道につきましても先ほど、今後のあるべき形、大変重要な示唆が多かったなというふうに感じます。１つには、今後大事なこととして人口減少への対応というところと、山間地域への供給を安定的なものにするという２点がございました。とても重要な視点でありますし、そこは重々考えていかなければいけないなと思いました。

特にやはり先ほど人数にして6,957人でしたか、6.9％減少、広域化した後も給水人口が減っているという事実もあります。そんな中で、説明の中には、地域の実態や必要に沿ってダウンサイジングや小規模浄水場の設置などもしていくというような考えが示されました。とても重要かと思いま

す。

私も一般質問を考えたときにはちょっと理解が足りなかったのですが、先ほども出ましたけれども、昨日の３議連のところでの紹介でも、このような議論も出ましたし、先ほど諸先輩方からも多くこの水道の話がありました。その中におきますと、やはり広域化したときの一つの方向性として、今ももちろんそうではありますけれども、県内の水道一本化ということが大きくあったわけですが、なかなか今の回答ですと一筋縄ではいかないような方向になっているというところで、やはり先ほどちょっとありました昨日の３議連の総会において、臨席されていました国会議員の皆さんも、これはもしかしたら秩父地域だけの課題ではなくて、全国的な課題かもしれないと。

それは確かに秩父だけがこのような状況ではなくて、先ほどありました人口減少をしていってさらに、山間地域の給水が必要な地域というのは全国あるわけですから、もしかしたら共通のテーマとして新しい議題にのせていくべき課題なのかなというふうに思った次第でもあります。これは私の所感ですが、ぜひ管理者におかれましても、こういった方向で何か国への働きかけなどしていただきたいなというふうに思った次第でございます。

最後になりましたけれども、少し時間が残っておりますが、本日、私からは地域の広域の組合のビジョンとごみ処理、そして水道について上げさせていただきました。管理者におかれまして、本日取り上げたテーマについて、何か特段こういうことを述べておきたいということがございましたらいただければというふうに思います。

議長（木村隆彦議員）　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

北堀　篤管理者　それでは、１番、２番、３番、清野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。管理者の立場から秩父広域市町村圏組合の将来に向けたビジョンについてということでお答えをさせていただきます。

清野議員の質問にありましたように、秩父地域では急速な少子化と高齢化を伴う人口減少がご承知のとおり進み、また住民ニーズの多様化などにより行政を取り巻く環境が急激に変化する中で、昨今の新型コロナウイルス感染症の対策のように自治体の垣根を超えた対応が必要な事案に対して、いかに素早く、かつ適切に対応するかが、今日の広域行政の大きな課題となっていると思っております。

組合では、住民ニーズや地域の実情を踏まえ、効率的、効果的な行政運営に努めるとともに、１市４町がしっかりとこの地域の広域行政に関わる共通認識を持ち、議論を深め、状況によっては組合の事務事業そのものを柔軟に変化させていくことも将来的には必要であると考えております。そういう中で、できるだけ時代に合った広域行政を進めていくということでございます。

そしてまた、ごみ処理事業につきましては、先ほど事務方から説明があったとおり、秩父圏域内のごみ収集処理事業につきましては、現状においては安定的に実施されておるところでございます。

しかし、秩父地域は、今後、少子高齢化による人口減少が、ご承知のとおり予想されます。その影響は、ごみ処理事業へも大きく関わってくることが考えられます。住民が生活する上で、ごみはどうしても発生するものであり、生活衛生上、ごみの収集処理は将来にわたり継続して実施していかなければならない事業でございます。そのため、まずは現状の安定的なごみ処理事業の実施を継続しながら、また新たな施策を検討する際には、地域の実情に合わせた形で、私ども正副管理者、理事で相談しながら、より効率的なごみ処理事業が行えるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、水道料金の問題につきましては、地域住民の生命と暮らしを守る極めて重要な役割を担い、秩父地域において健康で文化的な生活を送るには欠かすことのできない生活インフラであると考えております。ただ、その水道を少子高齢化、人口減少が進む中で、この地域で将来にわたり維持し、継続することは大変な努力が必要と考えております。そのため将来の人口予測、水需要予測に見合った事業展開を行う必要があり、最少の投資で最大の効果を得ることにより、結果として住民の皆さんにご負担をいただく料金も適正なものになります。今後も定期的な事業計画の見直しを含めた料金の見直しを行い、水道事業の在り方や方向性のほか、秩父地域の経済状況を勘案しながら、総合的に見定めていくことが必要だというふうに思っております。

いずれにいたしましても、広域事業は１市４町それぞれの人口の人たちがおりますので、ご承知のとおり、これは秩父市だけではなくて、１市４町それぞれが人口減少を抱えておりまして、人口減少に関わる問題というのは、この広域だけでなく、様々な課題に直結していきますので、これは人口統計を含めて予測しながら、将来の行政運営をどういうふうにしていくかということが、広域だけではなくて、１市４町の行政運営にも関わってくるものだというふうに思っておりますので、ぜひ議員各位におかれましてもその辺も考えていただきながら、ご提案いただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　３番、清野和彦議員。

３番（清野和彦議員）　管理者、どうもありがとうございました。

それでは、こちらで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（木村隆彦議員）　３番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員）　これより議案審議に入ります。

議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　議案第11号　令和３年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。別冊の令和３年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明を申し上げます。お手元の冊子を御覧ください。

最初に、決算書２ページを御覧いただければと思います。２ページから５ページは、水道事業決算報告書でございます。これは款項等に区分した各予算科目について、予算額と決算額を示したものでございます。これらの金額は、消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものということになっております。

まず、２ページ及び３ページは、収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第１款水道事業収益、決算額のとおり32億7,264万302円でございます。その内訳は、第１項営業収益23億9,459万4,078円、第２項営業外収益８億7,685万7,943円、第３項特別利益118万8,281円でございます。

次に、支出の決算額は、第１款水道事業、決算額のとおり27億3,605万6,685円でございます。その内訳は、第１項営業費用26億40万6,439円、第２項営業外費用9,390万1,539円、第３項特別損失4,174万8,707円でございます。

次の４ページ及び５ページは、資本的収入及び支出についての決算額でございます。これらの金額につきましても収益的収支の決算と同様に、消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。

収入の決算額は、第１款資本的収入、決算額のとおり31億333万8,093円でございます。その内訳は、第１項企業債６億9,160万円、第２項出資金12億322万円、第３項他会計負担金2,419万9,093円、第４項国庫補助金7,040万6,000円、第５項県費補助金11億1,391万3,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第１款資本的支出、決算額のとおり45億1,475万2,323円でございます。その内訳は、第１項建設改良費38億9,885万1,381円、第２項企業債償還金４億8,058万8,617円、第３項割賦購入償還金１億3,531万2,325円でございます。

４ページの欄外の記載にありますとおり、令和２年度災害復旧によります繰越建設改良費に充当するため、令和２年度同意済み災害復旧事業債6,940万円を借入れいたしました。

資本的支出額は31億333万8,093円から昨年度未払分で今年度の企業債発行で措置しました１億7,000万円を差し引いた上で、資本的支出額に不足する額15億8,141万4,230円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億1,462万5,164円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億3,983万719円、過年度分損益勘定留保資金９億2,728万5,730円及び減債積立金３億9,967万2,617円より補てんしておるところでございます。

なお、令和２年度秩父広域市町村圏組合水道事業決算報告書、（２）、資本的収入及び支出、欄外

の注記にございます過年度分損益勘定留保資金の金額は、令和２年度同意済み災害復旧事業債１億7,000万円を昨年度災害復旧事業に伴う未払相当分に措置したことにより、100億1,348万7,992円となりました。

次の６ページ、水道事業損益計算書でございますが、令和３年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び支出について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目にございます営業損失は３億4,506万945円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支では赤字でございます。これは、料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収益では黒字を計上できなかったというものでございます。

ここで注意が必要なものがございます。中段にございます３、営業外収益の（５）、長期前受金戻入３億8,741万8,827円でございます。長期前受金戻入につきましては、昨年度も注意をいただきたい点としてご説明をさせていただいておりますが、これは平成26年度から公営企業の新会計制度により記載が求められたものでございまして、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上することになったものであり、現金収入を全く伴わない収益でございます。見かけ上の収益といえるものです。

次に、下から４行目、当年度純利益は２億9,477万9,930円と黒字となっておりますが、これは先ほどご説明いたしました長期前受金戻入３億8,700万円余りが計上されているためでございまして、従来の会計制度ではこれだけの黒字が計上できませんでした。幾ら見かけ上の純利益が計上されていたとしても、施設の改修に必要な現金が増加しているわけではありませんので、この点を踏まえ慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

この当年度純利益の次の行の前年度から繰り越した利益剰余金１億6,117万9,852円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額３億9,967万2,617円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金８億5,563万2,399円の金額となります。

それでは、令和３年度収支の主なポイントにつきまして何点か申し上げますと、前年と比べ決算額に大きく相違がある部分についてご説明させていただきます。まず、収入といたしましては、１の（１）、給水収益が前年度と比較し約3,876万円の減額となっております。これは令和３年４月に料金統一を行い、皆野町、長瀞町地区において値下げとなったこと、横瀬町、小鹿野町地区におきましては統一料金の適用を半年間猶予したことによるものでございます。一方で、この猶予した期間における水道料金収入の不足分につきましては、（３）のその他営業収益に横瀬町、小鹿野町より負担金を繰り入れております。

次に、支出といたしましては、令和元年、台風関連災害復旧事業が減少したことにより、土砂等排出業務委託5,322万8,000円が減額となっております。このほか総係費の人件費1,277万3,000円の減額、償却対象資産の増加による減価償却費4,432万7,000円の増、令和３年度除却対象資産の増加

による資産減耗費3,687万8,000円の増、浦山ダム建設費割賦負担償還金の繰上償還等による支払利息及び企業債取扱諸費1,418万8,000円の減となっております。また、昨年度、特別損失に計上いたしました損壊施設の除却費が減少したため、特別損失は8,635万9,000円減少しているところでございます。

なお、平成11年度より23年間、45回にわたり実施してまいりました浦山ダム建設事業費割賦負担金の償還は、令和３年度において全てが終了することになりました。

次に、８ページから９ページでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和３年度内にどのように増減したのか、その経緯を示したものでございます。なお、これら剰余金、令和３年度末の金額は、11ページの貸借対照表の資本の部に記載してあります。

次に、８ページ下段、水道事業剰余金処分計算書（案）につきましてご説明いたします。６ページに戻っていただきまして、下段にございます前年度繰越利益剰余金１億6,117万9,852円及び当年度純利益２億9,477万9,930円、その他の未処分利益剰余金変動額３億9,967万2,617円を合わせました当年度未処分利益剰余金８億5,563万2,399円が８ページの当年度末残高でございまして、下段の減債積立金に３億円を積み立て、令和３年度に取り崩した減債積立金３億9,967万2,617円を資本金にそれぞれ処分するものでございます。このうち減債積立金につきましては、処分案が可決されれば企業債元金償還の財源として使用が可能となりますので、今後、補てん財源として使用してまいりたいと考えております。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財政状況を明らかにするため、令和３年度期末時点における保有する全ての資産、負債及び資本について記載しているものでございます。

10ページの一番下にございます資産合計は447億3,583万3,965円、11ページ中ほどの負債合計は178億9,217万1,779円であり、下から２行目の記載、資本合計は268億4,368万2,186円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから30ページにかけましては水道事業報告書、31ページからは水道事業キャッシュ・フロー計算書、32ページから34ページは収益費用明細書、36ページ及び37ページは固定資産明細書、38ページから45ページが企業債明細書でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で議案第11号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（木村隆彦議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３３分

再開　午後　１時３５分

議長（木村隆彦議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　先ほど議案第11号に関しまして説明させていただいた内容でございますが、一部訂正をさせていただきたいと思います。

まず、資本的収入31億333万8,093円の部分を「資本的支出」と申し上げてしまったということでございますので、正しくは「資本的収入」ということでございますので、訂正させていただきます。

そのほか災害復旧債の処置した金額が「100億円」というお話をさせていただきましたが、「10億1,348万7,992円」でございますので、訂正をさせていただきます。

最後に、10ページの資本合計でございますが、「447億3,583万円」というお話をさせていただきましたが、正しくは「447億3,585万3,965円」でございますので……

（「資本ではないよ、資産合計」と言う人あり）

古屋敷光芳水道局長　資産合計ですね。大変失礼しました。合わせて３か所の訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（木村隆彦議員）　説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

３番、清野和彦議員。

３番（清野和彦議員）　３番、清野です。それでは、３点お伺いいたします。

決算書２ページ、３ページの（１）、収益的収入及び支出の収入です。第２項営業外収益について、こちら当初予算額が９億2,441万8,000円でありまして、その後、補正予算が4,188万3,000円の措置がありました。その結果、９億6,630万1,000円となりましたけれども、決算額は８億7,685万7,953円となりまして補正をしたわけですが、その後、予算額に比べ決算額の減が8,944万3,057円となっておるということで、この原因と事業について、こちらどうしてこういうふうになったのか確認をさせていただければと思います。

もう一件、６ページ、先ほど損益計算書についてかなり細かく説明がありましたが、総じて令和３年度の経営活動において、経営成果をどのように評価しているのか伺います。

最後14ページ、報告書です。こちらにあります経常収支比率について、令和３年度は112.79となっていますが、こちらの評価についても伺えればと思います。

以上です。

議長（木村隆彦議員）　経営企画課長。

（八木　修経営企画課長登壇）

八木　修経営企画課長　それでは、清野議員のご質問に対しましてお答えいたします。

まず、決算書４ページ、５ページにございます令和３年度、秩父広域市町村圏組合水道事業決算

報告書、収益的収入及び支出のうち、収入の部、第２項営業外収益の予算額に比べ、決算額の増減の欄にございますマイナス8,944万3,057円が計上された理由につきましては、消費税及び地方消費税還付金の減少が主な原因でございます。諸報告の中にもございました建設改良費の繰越しのほか、契約差金の発生によりまして仮払消費税が減少し、消費税確定申告における仕入れ控除税額が減少したことによります。予定額に比較しまして9,271万7,163円消費税還付金が減少しております。このほか予定外の落雷事故によります損害保険金等の収入がございまして、今回の増減額となっております。

次に、同じく決算書の６ページ、令和３年度の損益計算書により水道局におきます評価、見解でございますが、まずこの損益計算書は１会計期間内の企業の経営成績を明らかにするために作成される財務諸表とされております。水道会計の令和３年度の経営状況を総じて見た場合、下から４行目、当年度純利益２億9,477万9,930円が計上されており、会計期間の中におきましては黒字となっております。なおかつ、３億円近い利益を計上していることとなります。

しかし、同ページの１番にあります営業収益から２番の営業費用を差し引いたページ中ほどにございます営業損失は３億4,506万945円となりまして、いわゆる損失、赤字の状態になっております。水道事業の本業である水をつくり、売る活動においては、大きな損失を計上しているということが分かります。

一方で、中段の営業外収益の（３）、他会計補助金、こちらは各構成市町からの繰入金でございまして３億7,566万9,000円繰り入れられております。また、過去において交付された補助金等の収益化された、収益としまして、その下（５）、長期前受金戻入が３億8,741万8,827円が計上されております。このようなことから令和３年度の決算においては、依然として一般会計に依存した経営状況であり、実質的な利益を計上できない状況であると判断しております。

次に、決算書14ページ、経常収支比率112.79％、こちらの数字につきましては、経常収益を経常費用で除し、算出された値でございます。健全経営の水準であります100％は上回っておりますが、先ほども申し上げました構成市町からの一般会計からの繰入金がなければ100％はクリアできない状況となっております。このようなことから今後も料金収入の確保、また効率的な事業運営を推進しまして、公営企業として独立採算の目標を果たせるような事業形態を考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　他に質疑ありませんか。

２番、髙野佳男議員。

２番（髙野佳男議員）　２番、秩父市議会、髙野佳男でございます。令和３年度決算報告並びに、それに添付されました決算審査意見書に基づき質疑を５点ほどさせていただきます。

まず、細かい点なのですけれども、決算書のほうでは14ページのところに当年度末の給水人口は

９万3,280人で、給水区域内人口に対する普及率は99.5％というふうに記載されております。しかし、審査意見書のほうでは、これは２ページに書かれてございますけれども、給水人口は９万3,280人、前年度９万4,823人であり、普及率は98.6％というふうになっております。決算書のほうでは普及率は99.5％、意見書のほうでは98.6％という数字が示されております。給水人口に関して同じ人数が記されているわけなのですけれども、普及率が異なるのはなぜかを確認したいと思います。

質問の２つ目ですけれども、有収率について質問させていただきます。有収率の改善が大きな課題であるという旨の記載は、決算書の14ページ、そして意見書のほうでは６ページのところに、それぞれ同じような趣旨のことが記載されております。有収率に関しましては、決算書の14ページに直近の５年間の推移がグラフで示されておりますけれども、直近５年間、おおむね平成29年度の79.14％から令和３年度の81.82％まで、おおむね右上がりで改善がなされております。

しかし、意見書のほうでは、令和３年度の数値というものが総務省のＲ２Ｃ４類型というのでしょうか、84.0％が平均になっているわけなのですが、それよりも秩父市の決算の数字に基づいた数字は2.2％、これは2.2ポイントということだと思うのですが、低いという指摘がなされております。

以上のことから当広域圏の差の2.2％というのは、漏水している率というふうに考えることができると思うのですけれども、この2.2％分の漏水というのは令和３年度の決算ベースの金額にしてどの程度の損失になっているのかお尋ねしたいと思います。

また、意見書のほうでは、漏水調査、そして老朽管布設替えの計画的な実施が必要であるということが言われているわけなのですが、令和４年度以降、こういった漏水調査、老朽管布設替えの計画的な実施、これは有収率を上げるための措置ということなのですが、そういったことに要する予算の計画というのはどのようになっているのでしょうか。

意見書の中の４ページのところに記載されているところ、これ資本、支出のところの項に書かれていることなのですが、資本的支出の全体額が減少している主な要因として、建設改良費が４億8,518万6,866円、11.1％減少しているということが指摘されております。これは詳しいことは、私は全く存じ上げていないのですが、建設改良費という名前から考えまして、この予算科目の中に老朽管布設替えなどのための経費が含まれているのでしょうか。もし含まれているのだとすると、ここが前年度比11.1％減少しているということが老朽管の布設替えをしていく必要があるということと乖離するのではないかと思われたのですが、その辺のところをご説明いただければと思います。

次の点、第３点目になりますが、剰余金処分計算書についてなのですけれども、先ほど水道局長からの説明いただきましたとおり、処分案では未処分利益剰余金の当年度末残高８億5,563万2,399円について減債積立金に３億円積み立てるとともに、資本金へは３億9,967万2,617円入れるというふうになっております。この減債積立金に関してなのですが、この減債積立金によって企業債の早期償還または繰上償還の措置というものは取られているのでしょうか。

このようにお尋ねしますのは、決算書の末尾についております企業債の一覧を見ますと、平成の

特に１桁の時代に発行された企業債の利率というのは、昨今のものと比較しますとかなり高めに設定されております。可能であれば繰上償還ないしは早期償還が望ましいのではないかと考えた次第です。

４番目の質問といたしまして、やはり企業債に関することなのですけれども、企業債の一覧が決算書の最後のほうについておりますけれども、おおむね公的な金融機関を相手先とする調達になっているのですが、令和元年度、それから令和２年度、令和３年度に各１件、市中銀行を調達先とするものがあって、それぞれの利率は0.1％、0.07％、0.07％となっていて、公的な金融機関、これは過去10年間の利率をこの企業債の一覧で見ますと、0.3％から0.7％に設定されておりまして、数分の１から10分の１くらいの低さに市中銀行の場合は利率が設定されております。企業債により資金調達をする際、今後も市中銀行を相手先とするものは増えるのでしょうか、これが質問の第１点です。

その関連で、公的な金融機関は概して利率が高めに設定されているのですが、それに対して利率が低めに設定されている市中銀行とを比較した場合、双方のそれぞれの利点と欠点というのはどのような、あるいは制度時な制約、どのような点があるのかご説明いただければと思います。

最後、５点目になりますが、減価償却率についての質問です。決算書では14ページのところに有形固定資産減価償却率は前年度比0.4％減の45.16％になっていて、有収率とともに施設の経年化の改善が課題となっているというふうに記されております。実際、令和３年度の有形固定資産減価償却率は、直近の５年間で最低の数値というふうになっております。

他方、意見書に付された、９ページのところに出てくるのですが、広域版キャッシュフローに関して毎年度業務活動はプラス、投資活動はマイナス、財務活動はプラスというふうに総括されております。このことから投資活動によって施設の高経年化への対応が積極的に図られているのではないかというふうに想像されるわけなのですが、それにもかかわらず有形固定資産減価償却率が低下傾向にあるということは、十分な投資がなされていないということなのでしょうか、このことについてお尋ねしたいと思います。

なお、そのことの関連に意見書の10ページのところに、７のまとめというところに、４段落目の記述なのですが、次のように記載されております。減価償却費約15億円は総費用から特別損失及び不用品売却原価を除いた費用約26億円、57.4％を占めており、総務省Ｒ２Ｃ４類型の45.0％に比べて高い数値となっている。当水道事業は、令和７年度まで所定の施設整備を行うため、今後も減価償却費の費用構成比は増加するものと考えられている。こういった将来見通しが立てられております。こういったことも踏まえて、減価償却率の改善ということにつきまして、どのような優先度をもって取組を考えられていらっしゃるのか、そしてその場合の資金調達、投資が必要になってくるわけなのですが、どのような方策を考えておられるのか、以上をご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員）　経営企画課長。

（八木　修経営企画課長登壇）

八木　修経営企画課長　それでは、髙野議員のご質問に対し回答をさせていただきます。

初めに、先ほど清野議員に対します回答の中で、決算書のページの誤りがございました。申し訳ございませんでした。決算書、最初の予算に比べ決算額の増減額の欄がございますページにつきましては２ページ、３ページでございます。「４ページ、５ページ」とお話ししましたが、「２ページ、３ページ」の誤りでした。申し訳ございませんでした。

それでは、続けさせていただきます。初めに、決算書及び決算審査意見書におきます普及率の違いでございますが、決算書14ページ、業務状況の欄に記載の普及率は、給水区域内人口に対する復旧率でございます。そして、決算審査意見書２ページに記載のあります普及率は、行政区域内人口に対する普及率となっております。こちらの違いでございますが、まず給水区域内人口に対する普及率につきましては、水道事業を運営する上での立場からの指標として扱っております。

そして、行政区域内人口に対します普及率につきましては、地域の実情等を表す数字として扱っております。なお、こちらの各数値及び算式は決算審査意見書の16ページに記載がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、決算審査意見書２ページ記載の有収率における全国平均値との差、2.2％分の損失額についてでございますが、水道水１立米当たりの製造コストである給水原価は、令和３年度におきまして198円でございました。2.2％分の水量はおおよそ30万立米でございますので、おおよそではございますが、5,940万円の製造コストが損失されたことになると試算しております。

次に、令和４年度以降の漏水調査や老朽管布設替えに要する予算についてでございますが、漏水調査におきましては例年予算確保を行いまして、秩父圏域内一円を調査対象としております。老朽管の布設替えに要する予算の確保につきましても漏水が多発している管路、石綿セメント管等に優先順位をつけまして、予算額の調整を図りながら実施しているところでございます。

また、建設改良費の中に老朽管の布設替え工事も含んでおりまして、資金が潤沢にあれば積極的に予算配分も行うところではありますが、現在のところ、広域化事業と並行して事業を実施しておりますので、思うように有収率の改善につなげられていない状況でございます。

次に、意見書７ページ記載の剰余金計算書におきます減債積立金の取崩しについてでございますが、現状は定期償還に対する補てんとしてのみ減債積立金を取り崩しております。高利率の企業債の繰上償還についてですが、公的資金を任意で繰上償還する際には、貸元に対して利息収入と同程度の補償金を支払う必要が生じてしまいます。そのことから水道局としましては、まずは現金の確保を優先しまして、定期償還による支払いを現在のところ行っております。

なお、金利負担の軽減を目的としました繰上償還につきましては、全国の水道事業体におきまして共通の課題となっております。補償金を支払わずに繰上償還ができるよう、日本水道協会を通じ

まして国への要望を水道局としても上げておるところでございます。

次に、決算書38ページから45ページに記載の企業債明細書のうち、44、45ページにございます市中銀行からの企業債の借入れについてでございますが、市中銀行から借り入れたものは全て令和元年度に発生しました台風19号関連の事業に充当しました災害復旧事業債でございます。償還期間は10年間の設定になっておりますので、他の公的資金から借り入れた借入れにつきましては、償還期間は30年を基本としておりますので、借入れ条件の違いから償還期間の短い市中銀行の貸付け利率が低くなっているというふうな状況になっております。

公的資金と市中銀行を比較した場合、利点と欠点でございますが、公的資金につきましては低利で高額な借入れが安定的にできるということがまず挙げられます。また、市中銀行の場合は、災害時等の急な資金調達が必要になった場合の借入れ手続がまた簡素化されておりますので、そういった点が挙げられるかと思います。

水道局としましては、低利かつ安定しました資金調達先であります公的資金を基本としまして、地方債の発行を行っていく予定でございます。また、市中銀行等の民間資金の活用につきましても、引き続き検討し、行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、14ページ記載の有形固定資産減価償却率の低下についてでございますが、有形固定資産減価償却率のまず算出方法は、有形固定資産の減価償却累計額、こちらを償却対象資産の帳簿価格で除し、算出されたものになります。つまり償却対象資産の減価償却額がどの程度累計したかを表す指標となっておりまして、数値が高ければ経年度が高い、低ければ経年度が低下したことを意味しております。

議員ご指摘のとおり、広域化後は施設の経年化に対応するため、更新工事を大規模に進めている状況でございます。減価償却累計額の割合も減少、すなわちこれが有形固定資産の減価償却率が低下し、施設の経年度が改善していることを意味しているものと考えております。ただし、こちらの数値は、あくまで保有資産が法定耐用年数にどの程度近づいたかを示すものでございまして、必ずしも更新する必要がある施設量を示すものではないと考えております。水道局では耐久性の高い材料を使用するなど施設の長寿命化に取り組んでおりまして、施設整備計画におきます更新基準、使用実績等を考慮しまして、法定耐用年数のおよそ1.5倍程度を設定してございます。

投資活動におきましては、有形固定資産減価償却率のほかに有収率や実際の保守点検の結果等を踏まえまして、複数の要素を分析し、限られた財源の中、更新の必要があるものと判断される施設を厳選しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、施設の更新、建設投資について今後の方針でございますが、まずは統合より10年間の計画で取り組んでおります浄水場等の廃止を目的にしております広域化事業、そして老朽化した施設の更新を行う運営基盤強化等事業を最優先に、令和７年度末までは実施することとしております。こちらの財源としましては、広域化することにより採択されております交付金、県補助金、こちら

と一般会計出資金を中心としまして、不足を自己財源、地方債で賄うような形を取っていきたいと考えております。令和８年度以降につきましては、今後の水需要予測、人口予測等を反映しまして、投資計画を見直し、無駄のない設備投資に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員）　他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり、利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員）　総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員）　次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長　議案第12号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）についてご説明申し上げます。

議案書の２ページを御覧ください。今回の補正は、負担金、修繕費、建設改良費の変更と、建設改良費等の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金の変更により、収入、支出の見込額を見直しす

るものでございます。

第１条は省略いたしまして、第２条は業務予定量のうち（４）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第３条収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入、第１款第１項営業収益でございますが、140万円を増額するものでございまして、道路改良に伴う消火栓移設負担金の増によるものでございます。

次に、第２項営業外収益につきましては204万3,000円を減額するものでございまして、建設改良費等の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金の減による補正でございます。

次に、収益的支出の第１款第１項営業費用でございますが、347万2,000円の増額をするもので、横瀬町における秩父用水土地改良区用水路補修負担金と、荒川地区における道路改良に伴う消火栓移設工事費の増額でございます。

次に、第４条、冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段にございます資本的支出でございますが、第１款第１項建設改良費でございますが、2,460万円を減額するものでございまして、これは当初予算において計上いたしました別所取水場受電設備更新工事２億1,000万円について、世界的な半導体不足等の影響により、事業実施期間を大幅に確保する必要が生じたため３年間の継続事業とし、今年度の実施予定額を3,000万円とし、残額の１億8,000万円を令和５年、令和６年度に実施することとしたいものでございます。同額の減額補正と配水施設関連工事といたしまして、横瀬地区及び秩父市田村地区において計画をしておりました広域化整備事業１億5,540万円を前倒しし、実施することとしたい増額補正でございます。

次に、第５条でございますが、先ほどご説明した別所取水場受電設備更新工事を継続費として追加計上したいものでございます。

以上で議案第12号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員）　以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員）　総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員）　次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

北堀　篤管理者　議案第13号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員である黒澤耕太郎さんについては、本年７月31日付で任期満了となるため、後任といたしまして平沼邦夫さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づきまして提案するものでございます。

平沼邦夫さんの住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。平沼さんは、現在、横瀬町農業委員会委員を務めております。また、秩父市職員として長年勤務いただき、組合にも秩父市からの派遣による勤務経験がございます。

なお、任期につきましては、令和４年８月１日から令和８年７月31日までの４年間となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（木村隆彦議員）　以上で説明が終わりました

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員）　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員）　総員起立であります。

よって、議案第13号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（木村隆彦議員）　以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　２時１３分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和４年７月２２日

議　　長　　木　　村　　隆　　彦

署名議員　　黒　　澤　　克　　久

署名議員　　関　　根　　　　修

署名議員　　新　　井　　達　　男